

# 他人の氏名を含む商標について 商標登録が認められなかった事例

## Case of Registration of Trademark Including Name of Other Persons Denied Intellectual Property High Court Judgment July 29, 2020, 2020 (Gyo-Ke) No. 10006.

知財高判令和2年7月29日令和2年（行ケ）第10006号

渕 麻依子\*  
FUCHI Maiko

### 〔抄録〕

本件は、デザイナーの氏名をローマ字表記したものに英単語を組み合わせたものを標準文字で表して成る商標「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」について登録の可否が争われた事案である。

個人の氏名から成る商標について商標登録を受けている事例が多数存在する一方で、近年、そうした商標について、同姓同名の他人の存在が確認できる場合に、その他人のすべてから承諾を得ていないとして4条1項8号に該当することを理由に特許庁が商標登録を認めない事例が散見されるようになってきている。そして、知財高裁でも、そのような特許庁の判断を支持する判決が見られるようになってきた。これまで知財高裁で争われた事例では、漢字の氏名から成る商標、ローマ字表記の氏名と図柄を組み合わせた商標について、4条1項8号にいう他人の氏名を含む商標であるとして、それらの他人が著名であるか否かを問わず承諾が得られていない場合には商標登録が認められないという判断が行われてきた。本件はデザイナーの氏名をローマ字表記した上で空白を削除し、英単語を付加しひとまとまりの表記としたものについて結合商標であるという認定を行ったうえで、当該商標は、ミヤシタ（姓）タカヒロ（名）という人名を含むことが客観的に把握できるものであり、4条1項8号にいう他人の氏名を含む商標として、登録のためには当該他人の承諾が必要であるとした。また、承諾を必要とする他人について著名性を問わないとした点においても近時の裁判例の流れにしたがうものである。

とりわけファッション業界においては、デザイナーの氏名を含む商標登録へのニーズが強く、登録を求める商標には4条1項8号の適用を回避すべく工夫も見られるところであるが、そうした工夫にもかかわらず登録が認められなかったものとして、本判決は事例的意義を有するものである。

## I 事案の概要

X（原告）は、訴外A（宮下貴裕）をデザイナーとするアパレルブランドを運営（製品の企画、製

造、販売、卸）する法人である。Aは、平成8年ごろから服飾のデザイン活動を開始した。当初、Aは別のブランド名の下で活動し、国内外でファ

\* 名古屋経済大学法学部 准教授  
Associate Professor, Nagoya University of Economics

ッションショーを行う等人気を博していたものの、平成21年には当該ブランドでの活動を終了した。その後、平成22年にAは新ブランド「TAKAHIR OMIYASHITATheSoloist.」を立ち上げていた<sup>1)</sup>。

Xは、平成29年9月21日に、指定商品を第9類「サングラス、電子出版物」、第14類「ネックレス及びその他の身飾品（「カフスポタン」を除く。）、宝玉及びその模造品、キーホルダー」、第18類「かばん類、袋物、傘、皮革」および第25類「被服（「和服」を除く。）、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。）」とし、「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標（以下「本願商標」という）について、商標登録出願を行った。しかし、この商標登録出願が平成30年11月15日付で拒絶査定を受けたため、Xは、平成31年1月29日に不服審判請求を行った。

この不服審判請求について、令和元年12月6日、特許庁により請求は成り立たない旨の審決<sup>2)</sup>（以下「本件審決」という）がなされたため、Xは、本願商標は他人を想起、連想させるものとはいえないから、商標法4条1項8号にいう「他人の氏名」を含む商標には該当せず、また、仮に他人を想起、連想させるものであるとしても、「宮下孝洋」等は同号の「他人」には該当しないと解すべきであるとして本件審決の取消しを求めて知財高裁に訴訟を提起した。

## II 判旨

請求棄却。

### 1. 本願商標が人の氏名を含む態様のものがあるか否かについて

本願商標は、「TAKAHIROMIYASHITATheSolo

ist.」の文字を標準文字で表して成る商標であるところ、このうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、子音と母音の規則的な並び方から、ローマ字表記であることが容易に理解されるものである。これに対し、それに続く「TheSoloist.」の文字部分については、子音と母音の並び方から前半部分とは異なりローマ字表記ではないことが容易に看取され、また、「T」と「S」のみを大文字で、その余の文字を小文字で書して成ることから、外国語の記載であると容易に推測され、そのうち「The」が我が国において親しまれた英語の定冠詞であること等からして、英語表記であると容易に理解され得るものである。したがって、本願商標については、ローマ字表記による「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分（前半部分）がその余の部分と結合された構成を有していると容易に認識し得るものであるといえる。

その上で、「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、無理なく一連に発語することができ、「タカヒロミヤシタ」という称呼が自然に生じるところ、証拠（略）によると「タカヒロ」を読みとする名前（「孝大」、「孝弘」、「隆広」、「貴大」、「貴弘」等）が、証拠（略）によると「ミヤシタ」を読みとする姓氏（「宮下」）が、それぞれ日本人にとってありふれたものであることが認められる。

以上に加え、証拠（略）及び弁論の全趣旨によると、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記することが少なくなく、全ての文字を欧文字の大文字で記載することも少なくなく、また、その場合、従来、名前、姓氏の順で記載することが広く行われていたと認められることを考慮すると、本願商標の構成のうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、「ミヤシタ（氏）タカヒロ（名）」を読みとする人の氏名

として客観的に把握されるものであり、本願商標は「人の氏名」を含む商標であると認められる。

……これに対し、Xは、本願商標は、文字を同大、等間隔に書して外観上まとまりよく一体的に表して成る構成であり、一体不可分の態様として把握されると主張するが、そのような外観を踏まえても、前記……のとおり、前半部分は、その余の部分と結合されたものと容易に認識し得るものといえる。

また、Xは、前半部分は、欧文字の大文字を空白を入れることなく整然と一列に並べるもので、それ自体がまとまりよく一連で表されているから、一体不可分の態様で把握されると主張するが、そのような外観を踏まえても、前記……のとおり、前半部分は、「ミヤシタ（氏）タカヒロ（名）」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであるといえる。この点、姓氏と名前を2段に分けて表記したり、姓氏と名前との間に空白を入れて表記したりする例が存在し、それらがパスポートやクレジットカードの例であること……から直ちに、そのような表記でなければ人の氏名であると理解されないとはいえず、また、姓氏と名前の頭文字のみを大文字で記載する例があること……から直ちに、そのような表記でなければ人の氏名であると理解されないとはいえないのであって、これらの表記の存在は、前記……の認定判断を左右するものではない。

さらに、Xは、ローマ字表記の際の姓氏と名前の記載の順序についても主張するが、日本国政府が公文書において令和2年1月1日から原則として姓氏、名前の順とすることを決定するなどしたこと……から直ちに、姓氏、名前の順でなければ氏名をローマ字表記したものと理解されなくなるものでもない。

その他、Xは、他の審決例……の存在も主張す

るが、異なる商標についての同審決例の存在が本願商標についての前記……の認定判断を左右するものではない。

## 2. 商標法4条1項8号該当性について

……証拠（略）によると、……「宮下孝洋」という者が2018年12月版（掲載情報は同年9月5日現在）及び2016年12月版（掲載情報は同年9月7日現在）の「ハローページ（新潟県上越版）」に、[2]「宮下隆寛」という者が2019年3月版（掲載情報は2018年11月28日現在）及び2017年3月版（掲載情報は2016年12月1日現在）の「ハローページ（長野県飯田版）」に、[3]「宮下貴博」という者が2019年3月版（掲載情報は2018年11月28日現在）及び2017年3月版（掲載情報は2016年12月1日現在）の「ハローページ（長野県松本版）」に、[4]「宮下孝弘」という者が2019年3月版（掲載情報は2018年11月28日現在）及び2017年3月版（掲載情報は2016年12月1日現在）の「ハローページ（長野県木曾版）」に、[5]「宮下高広」という者が2019年9月版（掲載情報は同年6月3日現在）及び2017年9月版（掲載情報は同年6月5日現在）の「ハローページ（長野県長野版）」に、[6]「宮下高弘」という者と「宮下貴浩」という者がそれぞれ2019年9月版（掲載情報は同年6月3日現在）及び2017年9月版（掲載情報は同年6月5日現在）の「ハローページ（長野県上田版）」に、[7]「宮下孝弘」という者が2019年2月版（掲載情報は2018年11月1日現在）及び2017年2月版（掲載情報は2016年11月1日現在）の「ハローページ（小平・西東京・東村山市版）」に、[8]「宮下貴博」という者が2018年11月版（掲載情報は同年7月26日現在）及び2016年11月版（掲載情報は同年8月3日現在）の「ハローページ（川崎市川崎・幸・中原区版）」に、そ

れぞれ掲載されていることが認められ、上記各事実からすると、上記の者は、いずれも本願商標の登録出願時から本件審決時まで現存しているものと推認できる。そして、上記の者は、いずれもその氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とすると考えられる。その他、ウェブページ（略）からも、氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とする「宮下貴博」、「宮下敬宏」、「宮下孝洋」、「宮下孝広」又は「宮下貴浩」という者及び氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とすると考えられる「宮下隆裕」又は「宮下隆博」という者が存することが認められ、これらの者も、本願商標の登録出願時から本件審決時まで現存しているものと推認できる。

弁論の全趣旨によると、上記の者は、いずれもXとは他人であると認められるから、本願商標は、その構成のうちに「他人の氏名」を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているとは認められない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項8号に該当する。

……これに対し、Xは、商標法4条1項8号の「他人」については、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性等を必要とすると解すべきであると主張する。

しかし、商標法4条1項8号は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護するものである（最高裁平成15年（行ヒ）第265号同16年6月8日第三小法廷判決・裁判集民事214号373頁、最高裁平成16年（行ヒ）第343号同17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁参照）ところ、その規定上、「雅号」、「芸名」、「筆名」及び「略称」については、「著名な」という限定が付されている一方で、「他人の氏名」及び「名称」に

ついてはそのような限定が付されていない。同号は、氏名及び名称については著名でなくとも当然にその主体である他人を指すと認識されることから、当該他人の氏名や名称の著名性や希少性等を要件とすることなく、当該他人の人格的利益を保護したものと解される。したがって、Xの上記主張は採用することができない。

……また、Xは、ファッションの分野においては、周知、著名なブランドの使用者に独占排他的権利が認められてしかるべきであると主張し、[1]同程度に周知、著名性を獲得したブランドであるにもかかわらず、他人の現存の有無といった出願人（ブランド使用者）の関与し得ない要素によって承諾の可否や承諾が必要な数が異なり、登録可能性に差異が生じる旨、[2]氏名をローマ字表記する場合は、承諾の対象者が広く、他人の承諾を得ることが困難であるから、氏名のローマ字表記が相当珍しいものでない限り、商標登録が事実上不可能となる旨、[3]上記のようなブランドに係る商標は、それがファッション分野の商品に使用されると、当該デザイナーのブランド表示として客観的に把握されるから、同じ読みの氏名の他の者を想起、連想させるものではなく、当該他人の人格的利益が毀損されるおそれはない旨を主張する。

しかし、「他人の氏名」を含む商標について原則として商標登録を受けることができないとし、「その他人の承諾」を得ている場合をその例外と定める商標法4条1項8号においては、上記[1]及び[2]のようなことが一定程度生じることは、予定されているというほかなく、そのことを直ちに公平でないとか商標法1条の目的に反するということはできない。また、同号が具体的な人格的利益の侵害又はそのおそれを要件として定めるものではないことからすると、上記[3]のような場合に

は同号に該当しないと解することはできない。したがって、Xの上記主張は、前記(1)の判断を左右するものではない。

……以上によると、本願商標が商標法4条1項8号に該当するとした本件審決の判断に誤りはなく、X主張の取消事由は認められない。

### Ⅲ 検討

#### 1. はじめに

指定商品・役務を第41類(料理に関する教授、以下省略)・第43類(インターネットによる料理のレシピに関する情報の提供、以下省略)とし、標準文字からなる「栗原はるみ」という登録商標がある<sup>3)</sup>。あらためて紹介するまでもなく、栗原はるみは我が国において著名な料理研究家であり、料理にまつわるさまざまなビジネスを展開していることから、自身の名前を商標登録し、当該商標の下に信用を蓄積していきたいという動機は十分に理解できるものである。

ところが、近年、こうした個人の氏名から成る商標について、他人の氏名等を含む場合に当該他人の承諾を得ているものをのぞき登録を受けることができないとする商標法4条1項8号に該当すること、つまり、他人の氏名等を含むにもかかわらず当該他人の承諾を得ていないことを理由に特許庁が商標登録を認めない事例が散見されるようになってきている<sup>4)</sup>。このことについて、「嘗ての実務上は、自己の氏名と一致する全ての他人の承諾を必要とするのではなくて、他人にはある程度の著名性が考慮され、また、登録異議申立てなどにより積極的に人格権の保護を主張した場合にその者の承諾を必要とすることとしていた」が、最近はインターネット情報の入手や付与後異議制度といった事情の変更もあり実務上の取扱いが変わっていると元商標審査官からも指摘されるところである<sup>5)</sup>。

そして、近年、知財高裁においても、このような特許庁の実務を支持する判決が下されるようになってきた。

一方で、とりわけファッションの分野においては、デザイナーの氏名をそのままブランド名として用いるものが多くあり、デザイナーの氏名を商標登録できるかどうかは、ビジネスを展開していく上で関心が高いことが予想される<sup>6)</sup>。本判決は、一連の英文字の中にデザイナーの氏名をローマ字表記したものが含まれる商標について、4条1項8号に該当することを理由に不登録としたものとして事例的意義を有するものである。

#### 2. 判旨1について

##### (1)他人の氏名を含む商標

4条1項8号は「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標」について、その他人の承諾があるもの<sup>7)</sup>を除き商標登録を受けることができないと規定する<sup>8)</sup>。すなわち、この規定の文言を素直に読めば、他人の氏名や名称を含む商標については、それが著名であるか否かにかかわらず登録が拒絶されることになる。なお、ここにいう氏名とはフルネームをいう<sup>9)</sup>。また、本号は生存中の人物の氏名に関して適用されるものであり、故人には適用されないとする裁判例がある<sup>10)</sup>。

さて、本願商標は、「TAKAHIROMIYASHITATh eSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標、言い換えれば、一連の英文字の中にデザイナーの氏名をローマ字表記したものが含まれる商標である。そこで、Xは、そもそも本願商標が4条1項8号にいう他人の氏名を「含む」商標にあたるか否かを争った。つまり、Xは、本願商標は、「ミヤシタ タカヒロ」という氏名をローマ字表記したものと

は客観的に把握されず、他人を想起、連想させるものとはいえないから、他人の氏名を含む商標にはあたらないと主張したのである。

## (2) 従来の裁判例

ここで、本判決以前に、個人の氏名に関して 4 条 1 項 8 号にいう他人の氏名を含む商標か否かについて認定を行った裁判例を見てみたい。

まず、山岸一雄大勝軒事件<sup>11)</sup>では、「山岸一雄大勝軒」の文字を標準文字で表して成る商標について、その構成中「山岸一雄」の文字部分は、我が国における氏名表記の実情に照らし、「山岸」が氏を、「一雄」が名を表し、そして、その全体が「山岸一雄」なる氏名を表したものであるとして認識されるから他人の氏名を含む商標であると認定した。

これに対し、KENKIKUCHI 事件<sup>12)</sup> で問題となったのは、翼を広げた鳥を黒いシルエットで表した図形部分に KENKIKUCHI という英文字（なお、原告・出願人は菊地健）を組み合わせた結合商標であった。



裁判所は、この商標の KENKIKUCHI の英文字部分について、外観上、KEN 部分と KIKUCHI 部分に区別して認識されるとし、それぞれの部分はいずれも無理なく一連に発語することができることから「ケン」「キクチ」の称呼が自然に生じると判断した。その上で、我が国におけるパスポートやクレジットカードにおける氏名のローマ字表記の状況等から本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ（氏）ケン（名）」を読みとする

人の氏名として客観的に把握され、この商標は人の氏名を含む商標であると認定した。また、4 条 1 項 8 号にいう氏名にはローマ字表記された氏名も含まれるとも述べた。

## (3) 検討

どのような場合に他人の氏名等を含む商標といえるかについて、商標が物理的に氏名等を包含するかどうかではなく、商標に接する者がそこに氏名等が含まれていることを認識するかどうかによって判断されるべきであると考えるのが通説的見解である<sup>13)</sup>。また、裁判例においては、企業の名称に関する事案において INTELASSET は INTEL を包含するものの他人の氏名等を含む商標にはあたらないというようなものなどが見られる<sup>14)</sup> が、本件のような人の氏名に文字列等何らかのものを付加したような商標について、どのような場合に「含む」といえるかについては先述の 2 つのものにいたるまで、裁判例としては見られなかった。

この点につき、商標審査基準<sup>15)</sup> は、人の氏名に限定するものではないが、他人の名称等を含む商標であるかについては、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断すると述べ、例として、商標「TOSHIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させないというものを挙げて

いる。本判決において、本願商標は、前半の氏名のローマ字表記の部分と後半の外国語の部分に容易に区別できるとした上で、前半部分について、KENKIKUCHI 事件と同様、パスポートやクレジットカードにおける氏名のローマ字表記の状況等から人の氏名として客観的に把握されるものであり、人の氏名を含む商標であることが認定された。これに対し、X は、本願商標は、空白等を入れずま

とまりよく一連で表したものであり一体不可分の態様であること、表記の順番について氏と名の順番でなければ氏名のローマ字表記とはいえない等の主張も行ったが、本願商標が人の氏名を含む商標であるという認定判断を左右するものではないとされた。

冒頭に述べた通り、ファッションの分野では、デザイナーの氏名に関連するブランド名でビジネスを展開する例が多数見られる。そこで、デザイナーの氏名を含む商標を登録したいと考える場合には、ローマ字で表示、逆順で表示、あるいはスペースで表示してスペースなく結合して表示する、または自己のブランドの図形ロゴと結合するなどして、同姓同名の他人の存在を推認させるような氏名そのものではないといえるような工夫をした上で商標登録を目指すことが想定される<sup>16)</sup>。しかし、本判決および KENKIKUCHI 事件の裁判所の判断にしたがえば、こうした工夫を行った商標でも、他人の氏名が客観的に把握できるかぎり、他人の氏名を含む商標と判断される可能性が高いといえよう。したがって、デザイナーと同姓同名の者がいるかぎり（そして、KENKIKUCHI 事件や本件判決のようにローマ字表記も含むとすれば、同じ読みを持つ氏名がある場合にはそれらの者もすべて他人に含まれ、他人の範囲は著しく広がる）、4条1項8号にいう他人の氏名を含む商標であるということになる。

しかし、「客観的に把握される」というのはかなり曖昧な基準であるようにも思われる。たとえば、筆者は「フチ（氏）マイコ（名）」という氏名を有する者であるが、仮に、「CHIDORIGAFUCHI MAIKO」や「chidorigaFUCHIMAIKO」という商標が出願された場合に、これらは筆者の氏名を含む商標といえるだろうか<sup>17)</sup>。もちろん筆者の氏名を物理的に含むにすぎない商標であるということも

できるが、特に後者については、表記の仕方によって千鳥ヶ淵の意味が薄れ、筆者の氏名のほうが強く想起・連想される商標であるという評価することはできるのだろうか。教室説例的ではあるが、裁判所がいうところの、他人の名称として「客観的に把握される」商標とはどのようなものなのかという限界を探る1つの例となるかもしれない<sup>18)</sup>。

### 3. 判旨2について

#### (1)他人の承諾の有無の認定

本判決では、まず、ハローページの掲載状況、ウェブページ上の情報に基づいて読みを同じくする同姓同名の他人の存在を認定し、それらの者から承諾を得ていないことから、本願商標は4条1項8号に該当するものであることが認定されている。このような手法は、従来の審決例や裁判例<sup>19)</sup>がとってきたものと同様のものであり、新規な点は見られない。

#### (2)他人の著名性の考慮の必要性

続いて、4条1項8号にいう他人、すなわち承諾を得ることが必要となる他人といえるためには、承諾を得ないことによりその他人の人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性が必要であるとXが主張したため、裁判所はこれに応答している。

出願した商標が他人の氏名等を含んでおり、その他人の承諾を得ていないことから4条1項8号に該当することを理由に商標登録を認められなかった出願人が、同号にいう承諾が必要となる他人とは一定程度の著名性を有するものにかぎられるべきであると審決取消訴訟において主張することは、これまでもしばしば見られるものであった<sup>20)</sup>。そして、ここにおいて他人の著名性を考慮する必要があるかという点は、4条1項8号の趣旨をど

のように理解するかとも関わる。

下級審裁判例では、氏名ではなく他人の名称(社名)が問題となった事案である末廣精工事件<sup>21)</sup>において、原告が出願した「末廣精工株式会社」の文字を横書きしてなる商標につき、同じ名称を持つ他人(この場合法人)が存在しており、その他人からの承諾を得ていないことから4条1項8号に該当し登録が認められないと結論づけられたが、同号に該当するか否かの判断にあたっては、出願人と他人との間での商品又は役務の出所の混同のおそれの有無、いずれかが周知著名であるということなどは考慮する必要はないとした<sup>22)</sup>。

もっとも、このように承諾を必要とする他人の氏名や名称に周知性や著名性を求めないとするには学説からの批判も強い。たとえば、4条1項8号において著名性が必要であることが法文上明らかである雅号・芸名、およびそれらの略称と異なり、氏名・名称について著名性を求めることは文理には反するとしても、4条1項8号の趣旨からすれば、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・稀少性を必要とすると解すべきであるとする見解<sup>23)</sup>もある。また、ここにいう他人とは、自己の氏名や名称等が使用されることによって不快感を感じる客観的事情にある者でなくてはならないとする見解<sup>24)</sup>も見られるところである。

本判決は、先行する裁判例にしたがいが、他人には著名性や希少性は必要ではないとした。その際に、理由としては、2つの最高裁判決と4条1項8号の文言を挙げている。

4条1項8号の趣旨は、本判決が引用する2つの最高裁判決(最判平成16年6月8日〔LEONARD KAMHOUT 事件〕および最判平成17年7月22日〔国際自由学園事件〕)において、肖像や氏名、名称等に関する他人の人格的利益の保護にあること

が明らかにされている。また、学説においても、本号の趣旨は人格的利益の保護にあると考えるのが現在の通説であるといえるだろう<sup>25)</sup>。また、本号の人格的利益の内容については、国際自由学園事件最判が「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益」<sup>26)</sup>であると述べている。

たしかに、氏名は「個人を他人から識別し特定する機能を有するもの」であり、氏名とは「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するもの」<sup>27)</sup>とされていることから、氏名に関して人格的利益があることは間違いない。

しかし、この利益が、他の利益に常に優先して保護されるべきものなのかについては疑問がないわけではない。たとえば、出願する側にとっても、自己の氏名等に対しては特別な意味や愛着を持っていることから、その氏名等を商標登録した上で営業活動を行うことに対する強い利益があるともいえる。ある意味ではこれも人格的利益といつてよいはずのものである。

そして、この2つの利益が衝突するのが本件事案のような場合であると考えられるが、本判決はKENKIKUCHI 事件と同様、ローマ字表記の場合であっても「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益」にいう「氏名、名称等」にあたることを示したものであった。この点につき、日本人氏名をローマ字表記した場合には、「氏名」に該当しないという解釈をとることの可能性を示すものもある<sup>28)</sup>。さもないと承諾を求める他人の範囲が広がりすぎること等がその背景にあると考えられるが、ローマ字による表記しか持たない外国人の場合ほどどのように扱えばよいのであろうか。4条1項8号の解釈において、ことさらに日本人あるいは漢字表記の氏名を有する



者とそうでない者との区別をする必要はないようにも思われる。

### (3) ファッションの分野における特殊性はあるか

また、Xは、ファッションの分野においては、周知・著名なブランドの使用者に独占排他的な権利が認められるべきであると主張し、その際に、①承諾の必要な他人の数の相違に基づく登録可能性の難易度に差があること、②ローマ字表記の氏名を含む商標に関しては事実上商標登録が不可能であること、③出願する商標が周知著名である場合には、同じ読みの氏名を有する他の者を想起、連想させるものではなく、当該他人の人格的利益が毀損されないことを主張した。これに対し、本件判決は、①、②については、商標法の制度上予定されたものであること、③についても4条1項8号は具体的な人格的利益の侵害あるいはそのおそれがあることを要件としていないことを理由として、ファッションの分野の特殊性等を検討することなくXの主張を一蹴している。

なお、③について、Xの主張は、上記国際自由学園事件最判が述べた「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益」から一步踏み込んだ人格的利益を想定しているようにも読める。しかし、裁判所は、上記の通り、4条1項8号はそうした踏み込んだ利益を要件とするものではないことを当然の前提とした上で「具体的な人格的利益の侵害又はそのおそれを要件として定めるものではない」と述べるものであろうことを念のため指摘しておく。

本稿のはじめに述べたように、ファッションの分野においては、デザイナーの氏名を含む商標が使用されることがしばしばあることからXはこのような主張を行ったものとも考えられる。しかし、ファッションの分野においても例外的な扱いはし

ないことを本判決は示唆したものと考えてよいだろう。

## 4. おわりに

本判決は、個人の氏名を含むと認められる商標の出願があった場合において、同姓同名の他人の存在が確認できる場合には、4条1項8号を厳格に適用し、それら同姓同名のすべての他人からの承諾がないかぎり商標登録を認めないという特許庁の審査実務および近時の知財高裁の判断の流れを踏襲するものである。当初、漢字氏名を含む商標について始まったこの流れは、本判決により、氏名に関して、名から氏の順でローマ字表記の上スペースを削除して連続して表記し、他の文言と組み合わせたとような商標とした場合でもなお、他人の承諾がない限り登録は認められないということまで拡大したと評価することができるだろう。

この流れにしたがえば、今後、個人の氏名を含むと判断される商標については、それが漢字表記されたものはもちろん、ローマ字表記されたもの、そして、おそらく平仮名表記やカタカナ表記のものであっても、さらに、表記方法を問わず氏名と図柄、氏名と他の文言と結合させたものについても商標登録は認められないことになるだろう。このような傾向については批判も強い<sup>29)</sup>。

もっとも、既に指摘されている通り、4条1項8号はあくまで商標登録を認めないという問題にすぎず、26条1項1号が存在することから自己の氏名等を含む商標を使用することまでを否定するものではない。また、登録がなされていない商標であっても、不正競争の目的があってこれが使用された場合には不正競争防止法により一定の保護の余地がある<sup>30)</sup>。ただ、商標法としては、少なくとも氏名を同じくする者が複数ある場合には、その氏名について商標権の設定というかたちでの積

極的な独占権は認めないという制度設計がなされたのであり、そこには例外を認めないということに裁判所として積極的に与ずるとしてもそれは致し方ないのかもしれない。いずれにしても今後、

特許庁および裁判所のこのような判断の傾向が定着するのかどうかについては注視する必要があると考えられる。

## 注)

- 1) これらの X のブランド設立に至るまでの経緯について、<https://www.gqjapan.jp/fashion/news/20150310/takahiro-miyashita> および <https://www.ssense.com/ja-jp/editorial/fashion-jp/takahiro-miyashita-writes-wearable-love-letters?lang=ja> も参照 (2021 年 1 月 23 日閲覧)。
- 2) 不服 2019-1138 号。
- 3) 平成 26 年 9 月 26 日登録 (商標登録第 5705452 号)。権利者は株式会社ゆとりの空間である。
- 4) ローマ字表記によるものだけ見ても、TARO YAMADA のような名と氏の順による表記方法による商標の登録は拒絶するものが複数見られる (平成 23 年 9 月 29 日不服 2010-15068 [村上隆/Takashi Murakami の二段表示からなる商標]、平成 26 年 5 月 14 日 [Akiko Ogawa.]、平成 26 年 9 月 12 日 [小野正人/onomasato の二段表示からなる商標] など多数。いずれも同姓同名の他人の存在を認定し、当該他人からの承諾を得ていないことを理由とする)。その一方で、名と氏を続けて表記した TAROYAMADA のような商標は登録を認められたものもある (平成 26 年 7 月 30 日不服 2013-21004 [MASA HIROMARUYAMA]、平成 27 年 1 月 20 日不服 2014-16939 [junhashimoto])。
- 5) 工藤莞司『実例で見る商標審査基準の解説 [第 8 版]』224 頁 (発明推進協会, 2015 年)。
- 6) こうしたニーズについて指摘するものとして、押本泰彦「著作物の題号及び芸名・グループ名と商標法」『松田治躬先生古稀記念論文集』232 頁 (東洋法規出版, 2011 年) 参照。
- 7) ここにいう他人の承諾があるというためには、承諾書をとって出願書類に添付するという方法をとる。承諾書に必要な記載事項については、商標審査便覧 42.108.01 参照。
- 8) なお、本号は拒絶理由 (15 条 1 項) であるとともに、本号に違反して登録された場合には、登録異議申立理由 (43 条の 2 第 1 号) および無効理由 (46 条 1 項 1 号) となる。
- 9) 特許庁編『工業所有権法 (産業財産権法) 逐条解説 [第 21 版]』1509 頁 (発明推進協会, 2020 年)。
- 10) 知財高判平成 17 年 6 月 30 日平成 17 年 (行ケ) 第 10336 号 [Ana Aslan 事件]。
- 11) 知財高判平成 28 年 8 月 10 日平成 28 年 (行ケ) 第 10065 号。
- 12) 知財高判令和元年 8 月 7 日平成 31 年 (行ケ) 第 10037 号。
- 13) 金井重彦ほか編『商標法コンメンタール』103 頁 (LexisNexis, 2015 年) [茶園成樹] 参照。
- 14) 知財高判平成 21 年 10 月 20 日平成 21 年 (行ケ) 第 10074 号 [INTELLASSET 事件]。そのほかにも知財高

- 判平成 24 年 1 月 30 日平成 23 年 (行ケ) 第 10190 号 [メルクス事件]、知財高判平成 25 年 4 月 18 日平成 24 年 (行ケ) 第 10360 号 [インテルグローバル事件] など。
- 15) 特許庁編『商標審査基準 [改訂第 15 版]』73 頁。なお、「含む」に関する判断について審査基準に記載されるようになったのは、平成 29 年 4 月 1 日以降の審査に適用される改訂第 13 版からである (判断手法については、改訂第 13 版から現在まで変更は見られない)。
- 16) 西村雅子「ファッション分野での知財マネジメントに関する一考察」『特許』67 巻 15 号 55 頁 (2014 年) 参照。
- 17) 推測の域を出ないが、「チドリガフチ(氏)マイコ(名)」という氏名を持つ者は存在しないのではないだろうか。
- 18) この点について、本件判旨も引用する国際自由学園最判に関する横山久芳・判評 580 号 31 頁 (2007 年) 以下が「国際自由学園」が「自由学園」という商標を「含む」か否かについて行う指摘も参考になる。横山説は、「小山田」は「山田」を含む商標ではないのとは異なり、「国際自由学園」は「自由学園」を客観的に含むと解したことは妥当であるとする。もっとも、国際自由学園最判それ自体は、「含む」かどうかについて特段の検討を行うことなく「国際自由学園」は「自由学園」を含むことは明らかであるとして判断を行ったものであった。
- 19) 山岸一雄大勝軒事件や KENKIKUCHI 事件もこのような手法をとっている。
- 20) 前述の KENKIKUCHI 事件において、原告は、同号の「氏名」に該当するかの判断にあたっては、「特定人の同一性を認識させるに足る表記であるか、あるいは、本願商標がブランドとして一定の周知性を有するか」という観点から総合的に判断されるべきであり、同号の「他人」に当たるか否かは、その承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・希少性等を有する者かという観点から判断すべきである」と主張していた。
- 21) 知財高判平成 21 年 5 月 26 日判時 2047 号 154 頁。
- 22) 同時期の知財高判平成 21 年 2 月 26 日裁判所ウェブサイト [オプト事件] は、「株式会社オプト」という標準文字から成る商標について、「株式会社オプト」という企業が複数存在しておりそれらの企業から承諾を得ないため拒絶査定を受けた事案であったが、他人の側の商標の著名性や周知性は不要であるとする判決が下されていた。
- 23) たとえば、網野誠『商標 [第 6 版]』338 頁 (有斐閣, 2002 年) など。
- 24) 平尾正樹『商標法 [第 2 次改訂版]』164 頁 (学陽書房, 2015 年)。
- 25) 特許庁編・前掲注 9) 1509 頁、小野昌延=三山峻司編

『新・注解商標法（上）』312頁（青林書院，2016年）〔小野昌延=小松陽一郎〕など。なお、本規定の趣旨について人格的利益の保護にあるとしながらも、会社の名称および著名な略称については人格的利益を観念することができないことから趣旨が異なるとする見解もある。田村善之『商標法概説〔第2版〕』217頁（弘文堂，2000年）参照。もっとも、古くから現在に至るまでの4条1項8号の趣旨に関する判例・学説には変遷がある。そのような判例・学説の変遷については、瀧麻依子「自然人の名称と商標——私の氏名は私のブランドとなり得るか？」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦Ⅱ』290頁以下（弘文堂，2020年）参照。

- 26) なお、学説の中には、4条1項8号によって他人による商標登録を認めないとしても、それを通じてその他人による商標の使用までも禁ずることができないことを理由に人格的利益の内容をこのようにとらえること

を批判するものもある。島並良「判批」平成17年度重要判例解説285頁（2006年）参照。

- 27) 最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁〔NHK日本語読み事件〕。  
 28) 山本真祐子「判批」ジュリスト1549号115頁（2020年）。  
 29) 山本真祐子「デザイナー名のブランド化と商標法——商標法4条1項8号と氏名商標に関する一考察」発明117巻5号55頁（2020年）。  
 30) こうした点について整理するものとして、石井美緒「商標法4条1項8号における『他人の氏名』」特許研究66号27頁以下（2018年）。  
 \* 脱稿後に、中川隆太郎「自己氏名商標における『他人の氏名』の再検討——氏名権の保護とブランド名選択の自由の適正なバランス——」IPジャーナル16号21頁（2021年）に接した。